

3 町の財政状況について

■財政の健全性を判断するには

住民自らが町の財政の健全性を判断できるように、分かりやすい開示が求められています。

町の財政の健全性を判断する指標（指数、比率などの物差し）には、色々あります。私たちの町の財政状況をしっかり判断し、判断するために重要な指標です。

○平成 19 年度から導入された財政指標とは

自治体の財政破たんを未然に防ぐために、国では平成 19 年に地方公共団体財政健全化法を定めました。

この法律は、新たな財政指標により、早期健全化と財政再生の 2 段階で自治体の財政悪化をチェックするとともに、特別会計や公営企業会計も含めた連結決算により、自治体の財政状況を明らかにしようとするものです。

この財政指標では、早期健全化基準（イエローカード）と財政再生基準（レッドカード）が定められ、さらに簡易水道や農業集落排水などの公営企業会計についても、個別に経営健全化基準（イエローカード）が定められています。

財政健全化法に基づき全国の市町村では、平成 19 年度決算からこれらの数値を公表し、平成 20 年度決算からこの指標のいずれかが基準を上回った自治体には、財政の健全化に向けた計画の策定など、さまざまな制約が課せられることとなります。

令和 5 年度の決算に基づく算定の結果、錦江町ではいずれの指標も早期健全化基準などを下回っています。

錦江町の財政の健全性について、令和 5 年度の決算をもとに、これらの指標を含む主な指標を使って、次のとおり詳しく説明します。

財政健全化法で導入された財政指標

基準 指標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	15%	20%
連結実質赤字比率	20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	-
基準 指標	経営健全化基準	-
資金不足比率	20%	-

■町の財政の健全性は（令和 5 年度決算の数値をもとに）

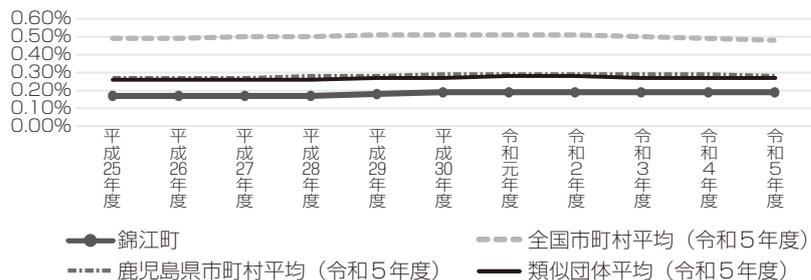
以下のさまざまな指標を基に判断すると、錦江町の財政状況は、おおむね健全性を保っている状態といえます。しかし、財政健全化法による早期健全化などの対象にはならないものの、地方交付税の変動によっては、健全性を脅かす要素があります。今後も引き続き、借入金（町債）の発行抑制や経常経費の見直し、有利な財源の確保などにより、地域に必要な事業は推進しつつ、財政状況の変化をチェックしながら健全な財政運営を進めていきます。

○財政体力を示す「財政力指数」(数字が大きい方が、より健全)

……**錦江町は 0.19**

町の人口や面積などに応じ、標準的にかかるお金に対して、自主的な収入(町の税金など)がどの程度あるかを示す指標です。数値が「1」であれば、100%自主的な収入で町の運営ができることとなります。錦江町は「0.19」ですので、町の運営を自主的な収入でまかなえる分は19%しかないと分かります。

下のグラフのとおり全国に比べ鹿児島県の平均が小さくなっており、厳しい県内の財政状況が表れています。

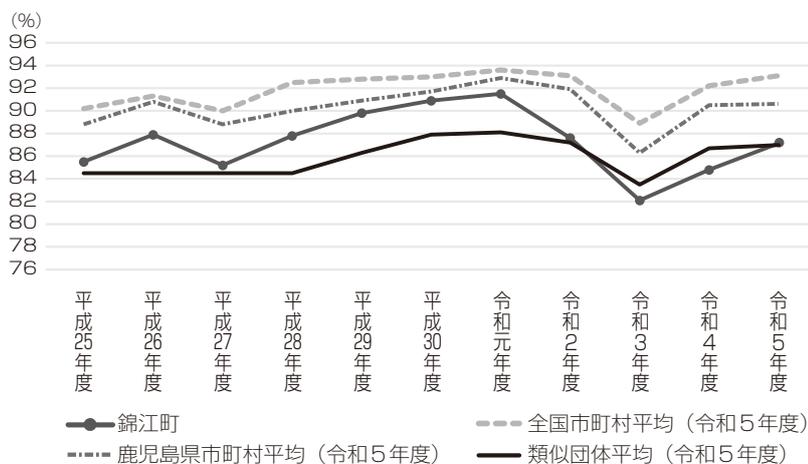


※類似団体というのは、全国の自治体を人口規模や産業構造を基に35のグループに分けたもので、令和4年度は錦江町はⅡ-0というグループで、全国79の町村が入っています。

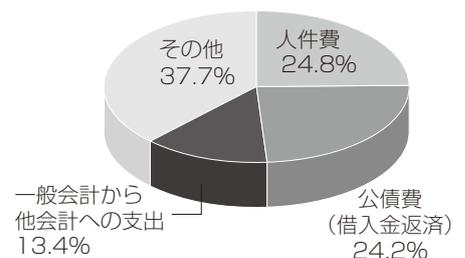
○財政自由度のバロメータ「経常収支比率」(数字が小さい方が、より健全)

……**錦江町は 87.6**

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金(経常的な収入)に対して、人件費や施設の維持費など毎年決まって出ていくお金(経常的な経費)がどの程度の割合になるかを示す指標です。数値が「100%」の場合、決まって入ってくるお金のすべてが決まった支出ということになります。錦江町は「87.6%」ですので、12.4%程度となっています。



錦江町の経常収支比率の構成内訳



○一般会計の収支決算をチェックする 「実質収支比率（赤字の場合は実質赤字比率）」 (プラスであれば健全)

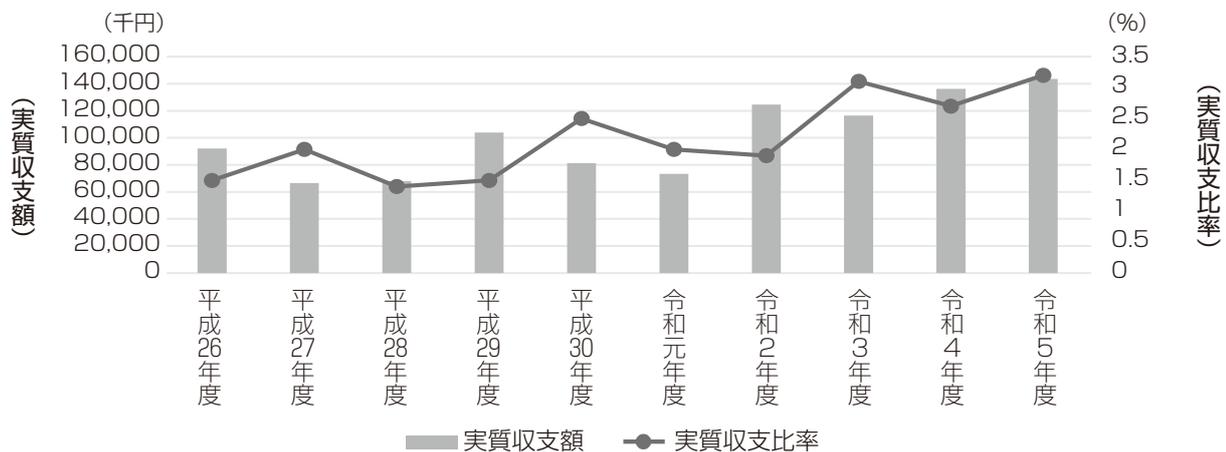
……錦江町はプラス 3.5%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。

錦江町は「プラス 3.5%」となっています。

財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス 15%、「財政再生基準」はマイナス 20%と定められています。

錦江町の実質収支額と比率の推移



○すべての会計の収支決算をチェックする 「連結実質収支比率（赤字の場合は連結実質赤字比率）」 (プラスであれば健全)

……錦江町はプラス 6.7%

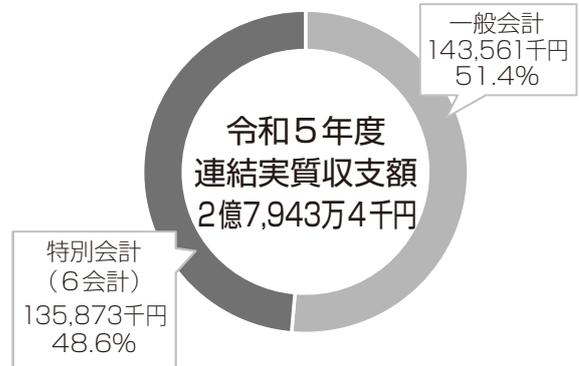
町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年のすべての会計の決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほか、国民健康保険や水道などの事業に関する特別会計があります。これら会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質収支比率」と同様、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

錦江町は、一般会計のみで計算した「実質収支比率」の場合と同様に黒字で「プラス 6.7%」となっています。

財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス 20%、「財政再生基準」はマイナス 30%と定められています。

一般会計に加えて、錦江町にある6つの特別会計を含めて「連結実質収支比率」を計算した場合、「プラス6.7%」となっています。それぞれの実質収支額は右のグラフのとおりです。

会計別の実質収支額



○体力以上の借金負担がないかをチェックする 「実質公債費比率」

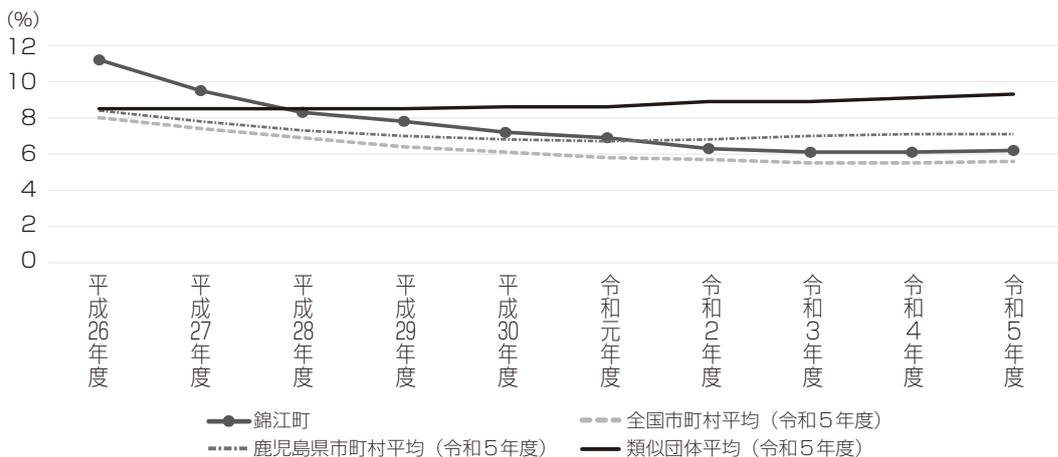
(数字が小さい方が、より健全)

……錦江町は 6.2%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金（町債）の返済にあてた経費（公債費）がどの程度の割合になるかを示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が大きすぎないかチェックすることができます。チェックの目安として国が定めた基準により「18%」以上になると、新たな借入れ（町債の発行）に際し、段階的な制約を受けることになります。

錦江町は「6.2%」となっています。

財政健全化法では、「早期健全化基準」は25%、「財政再生基準」は35%と定められています。



○将来負担すべき実質的な負債をチェックする「将来負担比率」

(数字が小さい方が、より健全)

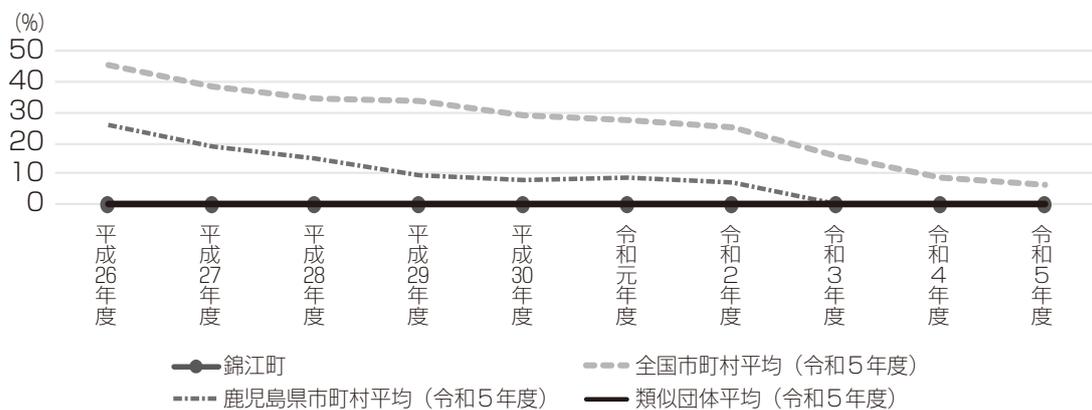
……錦江町は「数値なし」

(数値がマイナス値の場合、数値なしとなります。)

財政健全化法により新しく設けられた指標です。町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金（町債）や債務負担（長期契約などにより複数年にわたり支払いの予定があるもの）などのすべての負担額から積立金（基金）などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。借入金や債務負担には将来返済が発生するという仕組みがあるので、一般会計に加え、特別会計や錦江町が構成団体となっている一部事務組合の借入金のうち錦江町が負担する分なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値としてあらわすことができます。

錦江町は、「数値なし」となっています。

財政健全化法では「早期健全化基準」は350%と定められています。



○公営企業会計の健全度合いをチェックする「資金不足比率」

……水道事業会計「数値なし」、農業集落排水事業会計「数値なし」

財政健全化法により新しく設けられた指標です。水道事業と農業集落排水事業の2つの公営企業会計について、それぞれ実質収支額（収入から支出を差し引いた額）を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。「実質収支比率」「連結実質収支比率」と同様、収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

錦江町では簡易水道事業、農業集落排水事業においては赤字がないため、この比率は以下の表のとおり、数値なしとなっています。

財政健全化法では、「経営健全化基準」はマイナス20%と定められています。

公営企業会計名	資金不足比率
簡易水道事業	-